

能登半島絶景海道（GRANOTO）の名称およびロゴマークの使用規程（案）

国道249号や県道輪島浦上線などの眺望に優れた半島沿岸部の道路である「能登半島絶景海道」について、滞在型観光の促進、「道の駅」の集客強化、サイクルツーリズムの活性化および魅力ある風景街道の創出など、各施策を具体化し、創造的復興に向けた取組を進めることを目的として、「能登半島絶景海道の創造的復興に向けた検討会」（以下、「検討会」という。）が設置された。

本規程は、検討会において作成した、能登半島絶景海道（GRANOTO）の名称およびロゴマーク（以下、「ロゴマーク等」という。）の適正な使用を確保し、普及を促進するため、必要な基準を定めるために制定するものである。

（目的）

第1条 この規程は、ロゴマーク等の使用および管理に関し、必要な事項を定める。

（仕様）

第2条 ロゴマーク等の仕様は、別添「デザインマニュアル」に基づくものとする。

（ロゴマーク等に関する権利）

第3条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、国土交通省および石川県（以下、「国・県」という。）に属する。

（使用の申請）

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下、「使用申請者」という。）は、あらかじめ、検討会委員長（以下、「委員長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、国・県および能登半島絶景海道を形成する7市町（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、穴水町、能登町）が使用する場合、または、報道関係機関が報道目的に使用する場合は、この限りではない。

2 前項の承認を受けようとする者は、「使用申請書」（様式第1号）に次の書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

- （1）申請者の会社概要等が分かる資料
- （2）ロゴマーク等の使用状況が分かる完成見本等
- （3）その他委員長が必要と認める書類

（使用の承認）

第5条 委員長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、能登半島絶景海道のブランド力の向上に寄与すると認められる場合、「使用承認書」（様式第2号）により、ロゴマーク等の使用を承認するものとする。この場合において、委員長は、使用申請者に対して必要な条件を付することができる。

（使用承認の制限）

第6条 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を承認しない。

- （１）別添「デザインマニュアル」に定めたデザイン、カラー等に従って使用しないおそれがある場合
- （２）「能登半島絶景海道」および国・県のイメージや品位をおとしめるおそれがある場合
- （３）法令および公序良俗に反するおそれがある場合
- （４）特定の政治、思想、宗教の活動に使用されるおそれがある場合
- （５）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、または使用するおそれがある場合
- （６）その他、承認することが不適当と認められる場合

（使用承認の期間）

第7条 ロゴマーク等の使用承認期間は、原則として３年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、第4条の規定に基づき、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により、使用承認を受けた者（以下、「使用者」という。）は、当該使用承認事項を変更しない限り、承認期間満了後であっても、その残部の範囲内において、引き続き使用することができるものとする。

（使用料）

第8条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

（地位の承継）

第9条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第10条 第5条の規定による使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１）使用承認された使用内容のみに使用すること
- （２）第2条に規定する仕様に従うこと
- （３）当該使用にかかる物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること
- （４）使用承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと
- （５）ロゴマーク等について、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと

（使用の承認内容の変更等）

第 1 1 条 使用者が使用承認の内容について、変更をしようとする場合は、第 4 条の規定に基づき、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

（使用の承認の取消し等）

第 1 2 条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は使用承認が取り消された場合、承認取消の日から使用することはできないものとする。

- （１）使用者がこの規程に違反した場合
 - （２）使用者が第 5 条の使用承認に付した条件に違反した場合
 - （３）申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - （４）第 6 条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - （５）その他、ロゴマーク等の使用継続が不適當であると認められた場合
- 2 委員長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 委員長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

（経費等の負担）

第 1 3 条 国・県は、この規程による使用承認の申請に要した費用および使用の実施にかかる経費または役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第 1 4 条 ロゴマーク等の使用は、使用者の責任で行うものとし、ロゴマーク等の使用により生じたあらゆる損害および不利益について、国・県は、一切責任を負わないものとする。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し、全責任を負い、国・県に損害その他の不利益を及ぼすことのないよう適切に対処するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意または過失により国・県に損失を与えた場合は、これによって生じた損害を国・県に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第 1 5 条 委員長は、ロゴマーク等の使用促進を図る観点から、使用承認の状況等について情報を公開することができる。

（事務）

第 1 6 条 この規程に関する事務は、検討会の事務局が行う。

（その他）

第 17 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用および管理に関して必要な事項は、委員長が別途定める。

附則

この使用規程は、令和 8 年 3 月 10 日から施行する。



GRANOTO SYSTEMS MANUAL
デザインマニュアル
2026,03,01

1 和文：能登半島絶景半島



能登半島絶景海道

2 欧文：Noto Grand Scenic Coastal Route



Noto Grand Scenic
Coastal Route

3 和文 + 欧文



能登半島絶景海道
Noto Grand Scenic Coastal Route

4 略称：GRANOTO



GRANOTO

5 シンボルマークのみ



1 和文：能登半島絶景半島



2 欧文：Noto Grand Scenic Coastal Route



3 和文 + 欧文



4 略称：GRANOTO



2 欧文：Noto Grand Scenic Coastal Route



4 略称：GRANOTO



1 和文：能登半島絶景半島



3 和文＋欧文



ロゴマーク：デザイン

1 和文：能登半島絶景半島



能登半島絶景海道

2 欧文：Noto Grand Scenic Coastal Route



Noto Grand Scenic
Coastal Route

3 和文 + 欧文



能登半島絶景海道
Noto Grand Scenic Coastal Route

4 略称：GRANOTO



GRANOTO

5 シンボルマークのみ



1 和文：能登半島絶景半島



2 欧文：Noto Grand Scenic Coastal Route



3 和文 + 欧文



4 略称：GRANOTO



2 欧文：Noto Grand Scenic Coastal Route



4 略称：GRANOTO



1 和文：能登半島絶景半島



3 和文＋欧文



1 和文：能登半島絶景半島



能登半島絶景海道

2 欧文：Noto Grand Scenic Coastal Route



Noto Grand Scenic
Coastal Route

3 和文 + 欧文



能登半島絶景海道
Noto Grand Scenic Coastal Route

4 略称：GRANOTO



GRANOTO

5 シンボルマークのみ



1 和文：能登半島絶景半島



2 欧文：Noto Grand Scenic Coastal Route



3 和文 + 欧文



4 略称：GRANOTO



2 欧文：Noto Grand Scenic Coastal Route



4 略称：GRANOTO



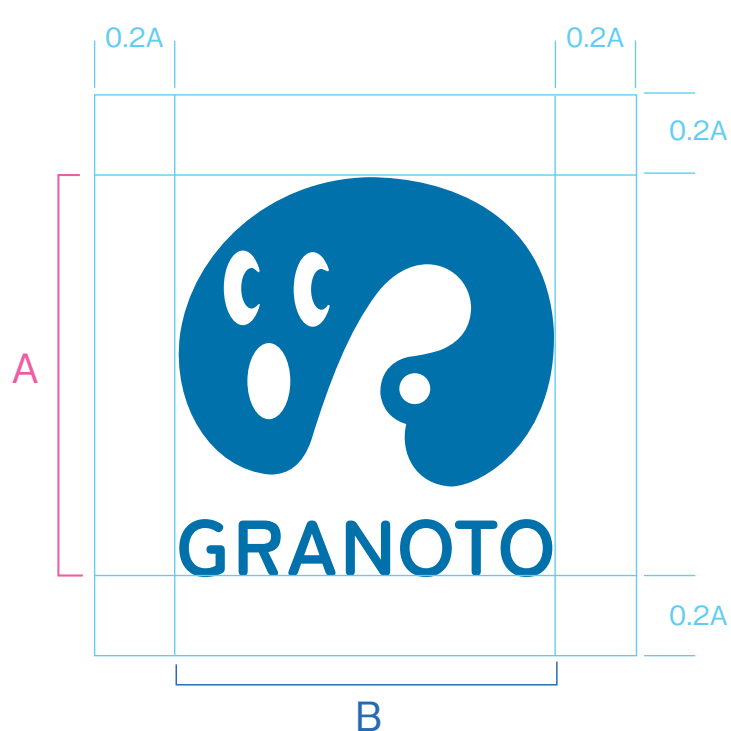
1 和文：能登半島絶景半島



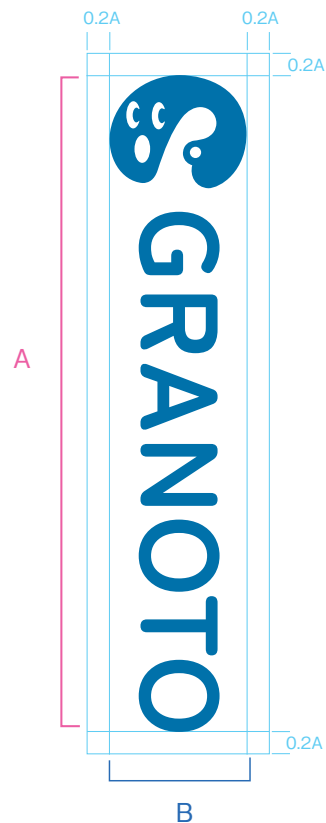
3 和文＋欧文



シンボルマークの天地に対して 0.2 をかけたサイズを、ロゴの全体にアイレーションとして設けてください



(タテヨコ比 A : B = 1 : 0.9)



(タテヨコ比 A : B = 1 : 0.2)



(タテヨコ比 A : B = 1 : 6.5)



C = 100%
M = 50%
Y = 12%

DIC - 579
第 20 版



C = 74%
M = 23%
Y = 100%

DIC - 247
第 20 版



C = 0%
M = 64%
Y = 43%

DIC - 288
第 20 版



C = 0%
M = 0%
Y = 0%
K = 100%

DIC - 518B
第 20 版

○ 基本は白、もしくはロゴの視認性を損なわない淡い背景色。



× ロゴの近似色, ロゴより暗い色は避けてください。白を引くことで対応可



× 視認できない煩雑な写真は避けてください。白を引くことで対応可。○ 視認しやすい。



× 白抜きしない。



× 回転しない



× 分解、加工しない



× 指定色以外で使用しない



× 書体を変えて表示しない



× 他のデザインを加えない



× 変形しない (斜体・長体・平体)



× ボカシ等の縁取りをしない



× 文字間隔を変更しない



× 喋らない



× パターン化しない



× シンボルマークやロゴタイプの一部を省かない



(様式第 1 号)

能登半島絶景海道 (GRANOTO) の名称およびロゴマーク使用申請書

能登半島絶景海道の創造的復興に向けた検討会委員長 様

申込年月日 令和 年 月 日

申請者	会社・団体名 : 代表者名 : 役職 :
住所・所在地	郵便番号 : 住所・所在地 : TEL : FAX :

能登半島絶景海道 (GRANOTO) の名称およびロゴマークの使用規程に基づき、使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (原則として3年以内)
連絡責任者	氏名 : 所属 : TEL : FAX : E-mail :

添付書類 (1) 使用する物件 (商品) の見本

※見本については、完成次第各2組を無償にて提出すること

なお、見本が添付できない場合は、写真や印刷原稿等を提出すること

(2) 企業、団体等の概要書 (パンフ等) 個人の場合はプロフィール

(様式第 1 号)

能登半島絶景海道（GRANOTO）の名称およびロゴマーク使用申請書

能登半島絶景海道の創造的復興に向けた検討会委員長 様

申込年月日 令和〇〇年 〇月 〇日

申請者	会社・団体名： 株式会社 〇〇 代表者名： 〇〇 〇〇 役職： 代表取締役
住所・所在地	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇 住所・所在地： 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 TEL： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

能登半島絶景海道（GRANOTO）の名称およびロゴマークの使用規程に基づき、使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的	〇〇イベントをPRするため、地域のイメージアップ、〇〇商品への使用など ※どのような目的でロゴマークを使用するかを記載してください。
使用方法	・看板、パネル、のぼり、ポスター、パンフレット、ホームページ、リーフレット、カレンダー、名刺、〇〇商品 等 ・数量、サイズ ・販売価格（税抜） ※複数の媒体で利用する場合は、すべての媒体について記載してください。 【例】A1 サイズのポスターを〇〇枚、A4 サイズのリーフレットを〇〇枚作成 商品（〇〇）：〇〇個、商品サイズ（〇〇mm×〇〇mm）、〇〇円（税抜き）
使用場所	・販売の場合：〇〇土産店、自社通販サイト（URL 記載） 等 ・配置の場合：〇〇イベント会場、石川県内の自治体、観光案内所 等
使用期間	令和〇〇年 〇月 〇日 ～ 令和〇〇年 〇月 〇日 （原則として3年以内）
連絡責任者	氏名： 〇〇 〇〇 所属： 〇〇部〇〇課 TEL： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail： 〇〇@〇〇.〇〇

添付書類（1）使用する物件（商品）の見本

※見本については、完成次第各2組を無償にて提出すること

なお、見本が添付できない場合は、写真や印刷原稿等を提出すること

（2）企業、団体等の概要書（パンフ等）個人の場合はプロフィール

(様式第2号)

令和 年 月 日

能登半島絶景海道（GRANOTO）の名称およびロゴマーク使用承認書

使用申請者 様

能登半島絶景海道の創造的復興に向けた検討会委員長

令和 年 月 日付けで申請のあった、能登半島絶景海道（GRANOTO）の名称およびロゴマークの使用について、次のとおり承認します。

使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （原則として3年以内）
条件	・ロゴマーク等の使用にあたっては、能登半島絶景海道の取り組みの趣旨を十分に踏まえ、能登半島絶景海道（GRANOTO）の名称およびロゴマークの使用規程を順守すること ・ロゴマーク等の一部のみを使用し、またはロゴマークを変形し、もしくはほかの図形や文字と重ねて使用しないこと